

令和 9 年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業委託 仕様書

1 業務名 令和年度座間市障がい児・者基幹相談支援センター事業委託

2 業務の目的

本仕様書は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として座間市障がい児・者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という）を運営し、障害種別に関わらず、児・者一貫した相談支援や権利擁護のために必要な援助を行うとともに、関係機関のネットワークづくり及び地域づくりを推進することにより、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための地域支援体制の構築を図ることを目的とする。

3 履行場所

本業務は、サニープレイス座間（所在地：座間市緑ヶ丘一丁目 2 番 1 号）の座間市が指定する場所において実施すること。ただし、当該指定場所において事業を実施することができない場合、受託者が選定し、本市が認めた場所とする。

4 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。

※受託事業の決定から令和 9 年 3 月 31 日までは業務準備期間とし、現委託相談事業者からの引継ぎやその他業務運営に必要な体制整備を行い、令和 9 年 4 月 1 日事業開始に向けて取り組むこと。なお、業務引継ぎに関する費用は、受託者の負担とする。

5 開所日数及び時間

月曜日から金曜日を含む週 5 日以上開所し（祝日は除く）、業務の主旨を踏まえ、業務を遂行しやすい時間帯を考慮して決定し、最短でも 9 時から 17 時までは窓口を開所すること。ただし、年末年始やゴールデンウィークなどの長期休暇は閉所しても差し支えない。

6 業務内容

受託事業者は次に定める業務を行うものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施に関すること。
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組に関すること。
- (4) 市内外の支援機関との連携強化の取組に関すること。
- (5) 地域生活を支えるための体制整備及び強化に関すること。
- (6) 座間市地域自立支援協議会の運営に関すること。
- (7) 権利擁護・虐待防止の取組に関すること。

7 業務内容の具体的な取り組み

各業務の実施にあたり、次に定める取り組みを行うものとする。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施に関すること。

原則、基幹相談支援センターは個別の相談対応はせず、市内指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、座間市地域生活支援事業（相談支援事業、精神障害者相談支援事業）（以下「市内事業所」という）の後方支援を行う。

ア 市内事業所に対する指導・助言

イ 複雑・困難な相談ケースへの支援

複雑・困難なケースについて、支援に関する助言やケース会議への同席等、市内事業所への支援を行う。

ウ 広報活動

基幹相談支援センターの役割について、ホームページ作成等で広く周知し、市内の関係機関が相談しやすい体制づくりに努める。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組みに関すること

ア 市内事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

市内事業所へ月1回以上巡回、訪問を行い、相談に対応する。（ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症において、感染拡大を防止するためにオンラインでの聞き取りを行った場合、訪問を行ったものとして差し支えない。）

イ サービス等利用計画等作成の推進、検証、助言

サービス等利用計画等作成に関する専門的な助言を行う。

ウ 市内事業所職員の人材育成の支援

（ア）年1回以上、相談の質向上のための研修会の企画、運営を行う。

（イ）困難事例に対する事例検討会を開催する。

（ウ）市内事業所へのスーパーバイザーの派遣、養成を行う。

（エ）新規計画相談支援事業所への研修等を行う。

エ 相談支援に関する地域課題の検証、共有、整備

（ア）定期的な事業所巡回等の中から現状や課題を聞き取り、座間市に必要な相談支援体制の検証を行う。

（イ）計画相談推進会議を月1回以上開催し、市内事業所と地域課題の検証、共有を行う。

（ウ）行政との連絡会を月1回程度開催し、地域課題の検証、共有をし、座間市の相談支援の標準化を目指す。

（エ）座間市地域自立支援協議会を活用し、相談支援体制を整理する。

（オ）地域課題の検証を行い、必要な相談支援体制の整備について行政と協力し推進していく。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組に関すること

- ア 障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発。
- イ 地域移行・地域定着支援を行う事業所との連携を行う。

(4) 市内外の支援機関との連携強化の取組に関すること

- ア 市内事業所及び障がい者サービス提供事業所との連携を図り、事業所の新規開設、廃止、休止等の情報を行政と共有し、必要な対応を行う。
- イ 障害福祉の枠にとらわれず、高齢、児童、教育、医療、就労など地域の各種相談機関と連携を図る。
- ウ 連携のシステムを構築する。

(5) 地域生活を支えるための体制整備及び強化に関すること

- ア (1)～(4)の取組の中から、地域課題の検証、共有を行う。
- イ 座間市自立支援協議会を活用し、地域課題を整理する。
- ウ 地域生活支援拠点等の整備、機能強化について、行政と連携を図る。

(6) 座間市地域自立支援協議会に関すること

- ア 協議会（本会、事務局会議、専門部会等）の事務局。
- イ 市と連携して行う。

(7) 権利擁護・虐待防止の取組に関すること

- ア 虐待防止に関する広報、普及啓発に関すること
 - (ア) 当面は市に虐待防止センターを置き、市と協力して虐待防止の広報、普及啓発に努める。
 - (イ) 虐待防止センターの要請により、対応方法等について連携協力を行う。
- イ 成年後見制度に関する普及啓発及び利用支援
 - (ア) 成年後見制度に関する普及啓発を行う。
 - (イ) 制度利用が必要と認められる者や制度に関する問合せを受けた場合には、必要に応じて関係機関に情報共有を行い、適切な支援につなげること。

8 職員体制

(1) 受託者は、業務を円滑に行うため、基幹相談支援センターに従事する職員を3名（常勤換算）以上配置すること。

(2) それぞれの職員の具体的な要件は次のとおりとする。

- ア 管理者 1名（常勤かつ専従）
 - (ア) 業務責任者として、管理業務に従事する管理者を置くこととする。
 - (イ) 基幹相談支援センターの従業者が兼務できるものとする。
- イ 専門的職員 2名以上（常勤換算）

(ア) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、基幹相談支援センターを運営するために必要と認められる能力を有する者とする。

(イ) 障害者相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名は障がい者相談支援専門員現任研修を修了した者とする。

(3) 窓口開設時間内は、最低1名以上の職員を基幹相談支援センター事務室内に残し、相談業務等に対応できる体制をとること。

9 設備及び備品

(1) 基幹相談支援センターで使用する事務用机・椅子、施錠可能な書類保管庫、パソコン、プリンター、インターネット環境、固定電話、ファクシミリ、複写機等は受託者で整備すること。

(2) 基幹相談支援センターの業務を行っていることの案内表示をすること。

(3) (1) から (2) の設備類及びその他の設備の整備に関する経費は、受託者が負担すること。

(4) 自動車整備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、その他の設備類等に係る契約についても市は一切関与しないものとする。

10 実施状況の報告

毎月、実施状況報告書を作成し、翌月10日までに市に報告をすること。

11 実績報告

年度終了後に実施報告書及び収支決算書を添付の上、市に報告をすること。

12 契約金額の支払

契約金額について、契約約款（清掃、警備、保守管理等の委託業務）第16条の規定に基づき、支払を請求することができるものとする。

13 運営に関する基本的事項

(1) 公正・中立性の確保

座間市基幹相談支援センターの業務内容に基づき、特定の事業所、団体、個人等を有利に扱うことがないよう中立・公平な事業運営を行うこと。

(2) 守秘義務

受託者及びその職員は、委託業務の履行に際して知り得た個人情報その他の事項につ

いて、関係法令等を遵守し、厳重に取り扱うとともに、その漏洩がないよう十分配慮すること。その職を退いた後も同様とする。

(3) 実績の検証

事業者は、座間市地域自立支援協議会において、事業の実績等の検証を受けること。

(4) 苦情対応

ア 苦情対応の責任者及び担当者、その連絡先を掲示するなど明らかにし、苦情の申立がある場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

イ 苦情及び対応の内容について記録すること。

(5) 事故発生時の対応

業務の提供により事故が発生した場合には、必要な措置を講じること。また、事故の状況、処置について記録し、市に報告するものとする。

1 4 現在の従事者の継続雇用への配慮

受託者は、新たに発生する雇用については、現に業務に従事する者の継続雇用について配慮すること。

1 5 協議事項

この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項は、適宜、市と協議の上決定するものとする。